

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会 開催要領

令和3年3月4日
消費者庁
(令和3年9月27日一部改定)

第1 趣旨

食品添加物の不使用表示については、「食品添加物表示制度に関する検討会」により、令和元年度末に取りまとめられた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」において、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定された表示禁止事項に該当するか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案された。

これを踏まえ、今般、消費者庁において「食物添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」を開催し、有識者の意見を伺い検討を行うこととする。

第2 検討項目

- (1) 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン策定に向けた検討
- (2) その他

第3 進め方及びスケジュール

食品添加物不使用の表示について、食品関連事業者等における表示の実態等を参考に、消費者の誤認につながるおそれのある表示について有識者の意見を伺い、令和3年度末を目途に食品表示基準に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドライン案の取りまとめを行う。

第4 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁において委嘱する別紙に掲げる者とする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁においてあらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。
- (2) 座長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを利用し開催することができる。
- (3) 座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- (4) 会議、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合において、座長が必要と認めるときは非公開とする。
- (5) 検討会の資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長が公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (6) 検討会の議事録については、各会議終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。
- (7) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会 委員名簿

	ありた よしこ 有田 芳子	主婦連合会 常任幹事
◎	いけど しげのぶ 池戸 重信	公立大学法人宮城大学 名誉教授
	うえだ よういち 上田 要一	一般社団法人日本食品添加物協会 参与
	うらごう ゆ き 浦郷 由季	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長
	さいとう しゅんじ 斉藤 俊二	株式会社セブン-イレブン・ジャパン QC室 総括マネジャー
	まかの ゆずる 坂野 譲	株式会社イトーヨーカ堂 QC部 総括マネージャー
	すが そういちろう 菅 聡一郎	弁護士
	たけいし とおる 武石 徹	一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
	とべ よりこ 戸部 依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会消費生活研究所 所長
○	むら ちづこ 村 千鶴子	弁護士／東京経済大学現代法学部 教授
	よこやま かずひろ 横山 和弘	イオントップバリュ株式会社 テクノロジスト部 部長

(◎座長、○座長代理、五十音順、敬称略。肩書は令和3年9月27日現在)